

川辺町地域防災計画

<概要版>



はじめに

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに上回る甚大な被害が発生しました。川辺町では、東日本大震災の教訓を踏まえ平成25～26年度にかけて「川辺町地域防災計画」の全面改定を行いました。この概要版は、町民に関係する重要な箇所をまとめたものです。地域防災計画は町ホームページから閲覧できます。

地域防災計画について

1 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、川辺町防災会議が作成したものです。川辺町で発生した災害から町民や来訪者の生命・身体・財産を保護し、被害を軽減することを目的として、町や防災関係機関等が行うべき災害予防対策や応急対策、復旧対策を定めています。

2 計画修正の内容

- 東日本大震災の被害・教訓を踏まえ、原子力災害対策など、より実効性の高い計画へ
- 岐阜県の公表した地震被害想定を反映した計画へ
- 自助・共助・公助の役割の明確化
- 災害時要配慮者（高齢者や障がい者等）対策の拡充
- 災害の種類に応じた避難所・避難場所の指定

3 計画の構成

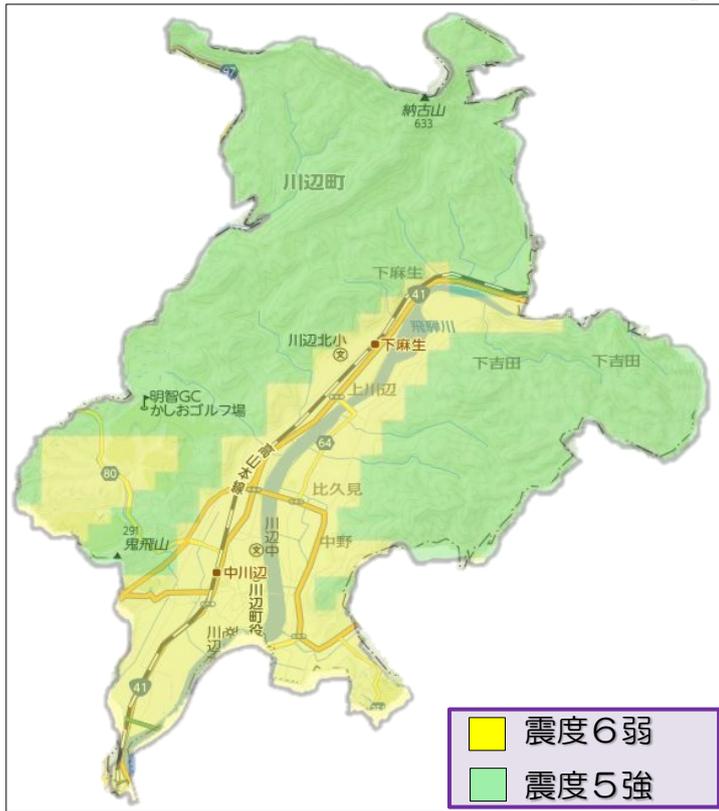
川辺町地域防災計画は「本編」と「資料集」に大別され、下記のとおり構成されています。

本編		資料集	
分類	内容	分類	内容
総則編	目的・方針・前提条件・役割分担等	はじめに	参集基準・組織体制等
災害予防編	事前調査・抑止対策・対応能力等	災害対応マニュアル編	職員災害時各種事務マニュアル
災害警戒・対策編	災害対応・緊急活動・応急対策等	資料編	災害関係資料等
災害復旧・復興編	復旧・生活再建等	様式編	各種事務手続き等様式

想定される被害

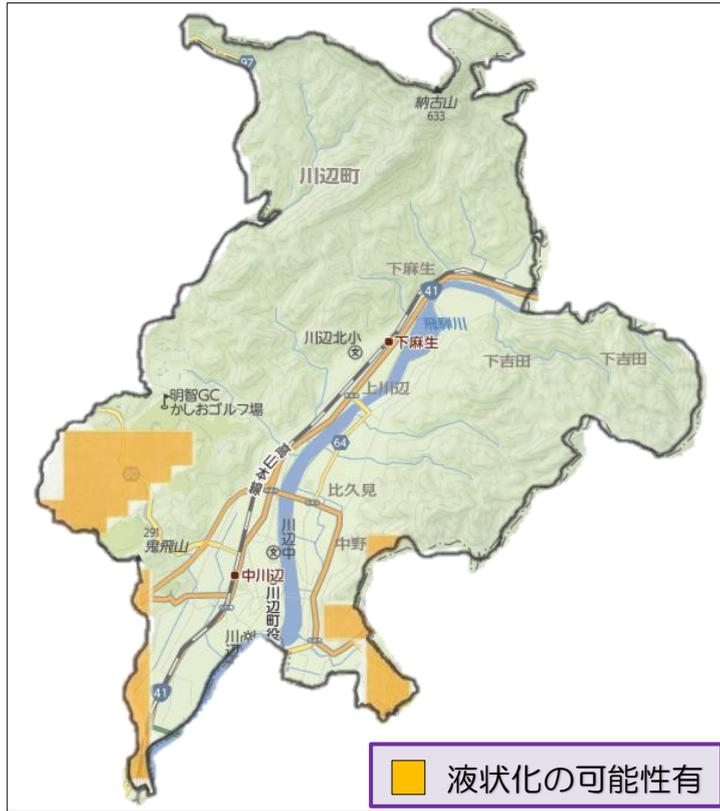
1 地震 (南海トラフ巨大地震)

震度分布図



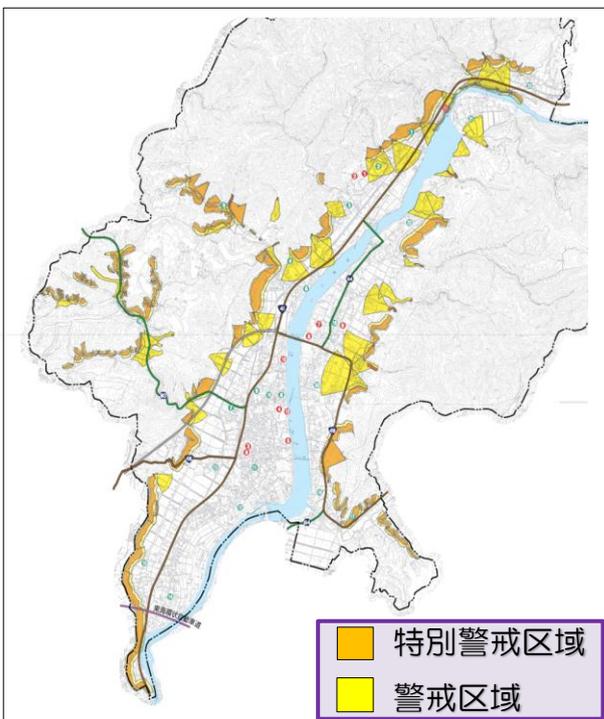
震度分布は、おおよそ山林部分は震度5強、平地部は震度6弱と想定されています。震度6弱の揺れは『立ってられず、はってしか動けない。重い家具も倒れる。耐震性の低い木造住宅は倒壊することが多くなる』となっています。

液状化分布図



液状化は、山間部の平地等に発生する可能性があると想定されています。過去に発生した土砂災害により土砂が堆積し、平地となっている地形（埋め立て地のような状況）が発生しやすいと考えられています。

2 土砂災害



土砂災害は、山に囲まれた川辺町にとって特に注意が必要です。自宅は危険箇所にあるのか、普段通る箇所は安全なのかを土砂災害ハザードマップ（配布済）で確認しましょう。

ハザードマップは町ホームページなどで閲覧できます。

・町ホームページ <http://www.town.gifu-kawabe.lg.jp/>

土砂災害警戒区域等の指定

岐阜県により、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が指定され、今後も追加指定される可能性があります。平成26年度現在「土石流危険箇所は38箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所は52箇所」となっています。

特別警戒区域… 建物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

警戒区域… 住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

避難方法について

1 避難情報と避難行動

町では、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、避難情報を発令します。避難情報の種類に応じて、避難行動を開始してください。

強制力	避難情報	発令基準	町民の行動	地域の行動
弱 ↓ 強	避難準備情報	災害時要配慮者（高齢者や障がい者等）、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった場合	避難に時間を要する災害時要配慮者の方々は避難を開始しましょう。	地域内の災害時要配慮者の方に声をかけ、避難を支援しましょう。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	全ての方が避難行動を開始しましょう。	地域住民に避難勧告を伝達し、自身も避難を開始しましょう。
	避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が極めて高いと判断された場合や、人的被害が発生した場合	避難行動を開始していない方は、直ちに開始しましょう。	避難行動を開始していない方がいた場合は、避難を促しましょう。

2 避難場所・避難所について



町では、指定緊急避難場所と指定避難所を指定しています。

災害の種類によっては、避難するとかえって危険な場合もあります。詳細は下の表をご確認ください。また、指定された避難場所等ではなく、最寄りの安全な建物、自宅の2階等の方が安全となることもあるため、その時の状況から最善の避難行動を取ることが重要となります。

場所	指定緊急避難場所	指定避難所
役割	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急的に避難し一時滞在するための場所です。	指定緊急避難場所の役割と加えて、家に戻ることができなくなった被災者の方が一定期間生活するための施設です。

種別	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所			
		地震	土砂災害	洪水	施設名	地震	土砂災害	洪水
指定避難所	北小学校	○	○	○	東小学校	○	○	○
	第二保育所	○	○	○	川辺海洋センター	○	○	○
	西小学校	○	○	○	やすらぎの家	○	○	○
	川辺中学校	○	○	○	第三保育所及び児童館	○	○	○
	中央公民館	○	○	○	北部公民館	○	-	○
	第一保育所	○	○	○	川辺漕艇場	○	○	○
指定緊急避難場所	中学校グラウンド	○	○	○	天神裏公民館	○	○	○
	北小学校グラウンド	○	-	○	天神東公民館	○	○	○
	東小学校グラウンド	○	○	○	下町公民館	-	○	○
	西小学校グラウンド	○	○	○	西栃井公民館	○	○	○
	山楠グラウンド	○	○	○	西タウン集会場	○	○	○
	下麻生グラウンド	○	-	○	下川辺公民館	○	○	○
	御座野公民館	-	-	○	下川辺西組公民館	-	○	○
	田中公民館	○	-	○	鹿塩公民館	-	-	○
	中組公民館	-	○	○	下飯田公民館	-	-	○
	鶺鴒公民館	-	-	○	福島公民館	-	○	○
	神坂公民館	○	-	○	比久見下公民館	○	○	○
	石神上公民館	-	○	○	比久見上公民館	○	○	○
	石神下公民館	-	○	○	下吉田下公民館	○	○	○
	大北公民館	○	○	○	下吉田上公民館	○	○	○
	中井公民館	○	○	○	下麻生第四地区公民館	-	○	○

災害に対する備え（日頃から実施すること）

1 建物の耐震化・家具の固定化

阪神・淡路大震災では8割が圧死！

●町の取り組み●

住宅の耐震化等の促進

地震のハザードマップで地域の危険度を確認します。

また、住宅の耐震診断・改修を行う方を対象に、その費用の一部を補助しています。（担当：基盤整備課）



●町民の取り組み●

家具の転倒防止対策等

住宅の耐震診断や耐震改修を行いましょう。また、L字金具や突っ張り棒などで家具の転倒防止を行いましょう。



●地域の取り組み●

耐震化・家具固定の普及

住宅の耐震化や家具固定などを地域住民に呼びかけ、地域全体で防災力を高めましょう。

2 避難体制の整備

避難について、家族で話し合おう！

●町の取り組み●

避難所の整備

小・中学校の校舎・体育館は耐震性が確保されています。今後も通信機器などの整備を進めます。

（担当：各施設管理課）

避難勧告の早期発令

町民の生命が危険になる可能性がある場合は、早期に避難勧告等を発令し、町民の避難を呼びかけます。



●町民の取り組み●

避難場所・避難所の確認

避難場所・避難所や、避難経路を確認し、付近の危険箇所を把握しましょう。

また、家庭で防災の話し合いをし、連絡方法や集合場所などを決めておきましょう。



●地域の取り組み●

災害時要配慮者の把握

地域内の高齢者や障がい者など、援護を必要とする方の居場所を確認しましょう。また、避難誘導を速やかに行えるよう、避難訓練を実施しましょう。

3 食料や飲料水の備蓄

3日分の食料や飲料水を備蓄しよう！

●町の取り組み●

防災用備蓄の推進

防災備蓄倉庫（平成26年度現在8箇所）に食料や飲料水、毛布、資機材等を備蓄しています。

また、近隣自治体や企業と災害時の応援協定を締結しています。（担当：総務課）



●地域の取り組み●

物資の備蓄・自宅での備蓄対策の啓発

地域や自主防災組織（地域住民が自主的に協力して防災活動を行う組織）などで食料や飲料水、毛布等の備蓄に努めましょう。また、各家庭での備蓄を呼びかけましょう。

●町民の取り組み●

家庭での備蓄対策

最低3日分の食料・飲料水・生活必需品の備蓄、非常持出品の準備を行いましょう。

おすすめ!

ローリングストック法 知ってますか？

ローリングストック法とは、普段食べる米やレトルト食品などを最初に多めに購入し、消費・補充しながら常に一定量備蓄して災害時に備える方法です。この方法は、期限切れの防止・保管場所の確認・無駄がないなどの利点があり注目されています。

